

岩手県留置施設視察委員会条例施行規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 25 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 10 号

岩手県留置施設視察委員会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び岩手県留置施設視察委員会条例（平成 19 年岩手県条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、岩手県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第 2 条 警察署長は、毎年、委員の任命（補欠委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与又は支給及び被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 反則行為があった場合の自弁の嗜好品及び書籍等に関する措置の状況
- (8) 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具並びに留置保護室（法第 214 条第 1 項の規定に基づき被留置者を収容する保護室をいう。）の使用の状況
- (9) 被留置者に対する面会の一時停止、終了又は制限の状況
- (10) 被留置者に対する信書の発受の禁止、差止め又は制限の状況
- (11) 審査の申請、再審査の申請、事実の申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
- (12) その他警察署長が必要と認める事項

2 警察署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の会議において、その状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に変更（軽微な変更を除く。）があったとき。
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められたとき。
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じたとき。

(会議録)

第 3 条 警務部警務課長は、会議録（様式）を備えて置いて、委員会の会議の経過等を記録しておかなければならない。

(解任)

第 4 条 公安委員会は、条例第 2 条第 4 項の規定に基づき、委員会の委員を解任しようとするときは、当該委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該委員の所在が不明であるため通知することができないときは、この限りでない。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。

様式（第3条関係）

会議録

日時	年 月 日（ ） 午 時 分から午 時 分までの間
場所	
出席者	
会議事項	